

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

居宅介護支援契約の締結に当たっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

尚、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族又は成年後見人等の立会いの上でご契約をお願いいたします。

1、 サービスの提供主体

(1) 居宅介護支援事業者

<名 称> 神崎福祉会株式会社
<代表者> 高畠 樹
<所在地> 富山県高岡市赤祖父 636 番地

(2) 居宅介護支援事業所

<名 称> サンケア高岡駅南店
<所 在 地> 富山県高岡市赤祖父 636 番地
<電話番号> 0766-30-9211

(3) サービスの提供窓口

<電話番号> 0766-30-9211
<営業時間> 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
(土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 30 日～翌年 1 月 3 日までは休業)
※営業中以外は携帯電話で 24 時間連絡可能な体制となります。

(4) 事務所の職員体制

<介護支援専門員> 常勤 4 名 (うち 1 名管理者兼務) 非常勤 1 名

2、 提供するサービスの内容

高岡市より居宅介護支援事業所の指定を受け、以下の体制のもと居宅介護支援事業を行います。

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	サンケア高岡駅南店
所 在 地	富山県高岡市赤祖父 636 番地
介護保険指定番号	1 6 7 0 2 0 2 6 7 8
サービス提供地域	富山市、射水市、高岡市、砺波市、氷見市、小矢部市
営業時間	平日 午前 9 時～午後 5 時まで (土曜、日曜、祝祭日、12 月 30 日～翌年 1 月 3 日までは休業) 電話番号 0766-30-9211 (相談受付窓口番号)

3、 サービスの利用料金

(1) 利用料

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額になります。

但し、要介護度についての認定を受けられた場合には、介護保険制度から全額給付されますので、ご自分で負担される必要はありません。

尚、保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業者を支払われないことがあります。この場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額をご利用者より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます。(後日、ご利用者から市区町村の窓口はこのサービス提供証明書をご提示されますと払い戻しされます。)

*料金表（但し償還払い等の方のみです。通常は介護保険制度から全額給付されます。

居宅介護支援費 I	要介護 1、2 の方	10,860 円
	要介護 3、4、5 の方	14,110 円
加算 及び 減算 *各加算については 徴収いたします前に 再度詳しくご説明 いたします。	初回加算	3,000 円
	通院時情報連携加算	500 円
	入院時情報連携加算 (I)	2,500 円
	入院時情報連携加算 (II)	2,000 円
	退院・退所加算 (I) イ	4,500 円
	退院・退所加算 (I) ロ	6,000 円
	退院・退所加算 (II) イ	6,000 円
	退院・退所加算 (II) ロ	7,500 円
	退院・退所加算 (III)	9,000 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円
	特定事業所加算 (I)	5,190 円
	特定事業所加算 (II)	4,210 円
	特定事業所加算 (III)	3,230 円
	特定事業所加算 (A)	1,140 円
	特定事業所医療介護連携加算	1,250 円
	特定事業所集中減算	- 2,000 円
	委託連携加算	3,000 円
	通常の事業実施地域を越えてサービス提供する場合	所定単位数の 5%を加算します

(2) 交通費

介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問させていただく時の交通費は、事業所が負担いたします。尚、通常の事業の実施地域を超えて指定居宅介護支援を提供した場合には、中山間地域等提供加算を算定させていただきます。(ご利用者にご負担いただくことはありません)

(3) 解約料

ご利用者は、いつでも解約することができます、これに伴う解約料の発生はございません。

(4) お支払い方法

ご利用者ご自身に料金のご負担頂く場合には、月ごとの精算とし、毎月 5 日までに事業者より前月分の請求をさせていただきます。請求書を受け取られてから 10 日以内にお支払いいただきますようお願いいたします。

尚、入金を確認した時点で事業所より「サービス提供証明書」を発行させていただきます。お支払い方法は銀行振込、口座自動引落のいずれかをご契約の際にお選びください。

4、 サービスのご利用方法

(1) サービスの利用・契約の開始

まず、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始させていただきます。

(2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。

但し、ご利用者から文書でのお申し出がない場合には、次の要介護状態区分の有効期限満了日まで自動的に更新されます。

(3) サービス・契約の終了

ア ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

契約の解約について、事業所窓口まで随時ご連絡ください。事業所より解約の手続き書類を送付させていただきますので、お手数ですが必要事項をご記入の上、ご返送ください。

イ 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご契約者への居宅介護サービスの提供を終了させていただきます場合がございます。その場合は、終了 1 カ月前までに事業所より文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

ウ 自動終了となる場合

以下の場合、自動的にサービスは終了となりますのでご了承ください。

- ① ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合。
- ② ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2もしくは要支援1もしくは自立(非該当)と認定された場合。但し、この場合は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を提供する等、連携をとらせていただきます。
- ③ ご利用者がお亡くなりになった場合

エ その他

事業者は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。

但し、以下の場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、直ちに当該市区町村に状況を報告いたします。

- ① 介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- ② 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

5、 個人情報の保護

(1) 情報の保護及び利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

但し、ご契約に基づくサービスを提供する上で必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア 法令に基づく場合。

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要はあり、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある時。

(3) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

6、 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

- (2) 事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

7、 サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

ア 事業所が提供するサービスについて

イ 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

事業所名：サンケア高岡駅南店	住所 富山県高岡市赤祖父 636 番地 電話番号 0766-30-9211 F A X 番号 0766-26-9010 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝祭日、年末年始は休業) 責任者・役職 管理者 氏名 安立 佳子
----------------	--

(2) 当事業所窓口以外でもご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。

富山市介護保険課	住所 富山県富山市新桜町 7-38 電話番号 076-443-2041
射水市介護保険課	住所 富山県射水市新開発 410 番地 1 電話番号 0766-51-6627
高岡市長寿福祉課	住所 富山県高岡市広小路 7-50 電話番号 0766-20-1365
砺波地方介護保険組合	住所 富山県砺波市栄町 7-3 電話番号 0763-34-8333
氷見市福祉介護課	住所 富山県氷見市鞍川 1060 電話番号 0766-74-8111
小矢部市健康福祉課	住所 富山県小矢部市鷺島 15 電話番号 0766-67-8605
富山県国民健康保険団体連合会	住所 富山県富山市下野字豆田 995-3 電話番号 076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	住所 富山県富山市安住町 5-21 電話番号 076-432-3280

8、 苦情処理の体制及び手順

- (1) ご利用者から苦情及び相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- (2) 特にサービス提供事業者に関する苦情である場合には、ご利用者の立場を考慮しながら事業所の責任者に対し慎重に事実関係の特定を行います。
- (3) 担当者は把握した状況を管理者とともに検討し対応方法を決定します。
- (4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果の報告を行います。

9、 その他

(1) 運営の方針

- ア、事業所の介護支援専門員は、ご利用者の心身の状況、能力、そのおかれている環境に応じて自立した日常生活を居宅において営むことができるように、必要な情報の提供及び居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画並びに指定サービス事業者との連絡調整等を行います。
- イ、居宅サービス計画の作成にあたっての指定居宅介護サービス事業者等の選定については、ご利用者の希望を踏まえつつ公正中立に行います。
- ウ、ご利用者は指定居宅介護サービス事業者等の選定について、介護支援専門員に対して複数の指定居宅介護サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- エ、ご利用者は介護支援専門員に対して、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- オ、適切なサービスの提供のため、関係市町村、地域のサービス提供事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- カ、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況の割合の説明を求めることができます。
- キ、第三者評価の実施状況について、第三者評価の実施はありません。

以上、本書に関して双方の合意を証するため、本書を2通作成し、当事者双方が記名のうえ、各自1通を所持することとします。

事業所は居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対し重要事項の説明を行いました。

事業者	住 所	富山県高岡市赤祖父 636 番地
	事業者名	神崎福祉会株式会社
	代表者氏名	高 嶋 樹

居宅介護支援サービスについて、事業者より重要事項について説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____

<代理人> 住 所 _____
氏 名 _____

利用者が身体の状態等により署名できないため、利用者本人の意思を確認の上、利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者> 住 所 _____
氏 名 _____ (続柄)
電話番号 _____